

令和8年度遊漁料金

	魚種	券種	遊漁証の有効期間	漁具漁法	漁具漁法の規模の範囲	資格	遊漁料金	備考
一般遊漁料金	あゆ こい (やまめ・さくらます・いわな・あまご・さつきます・にじますの竿釣・手釣・ヤス・タモ・徒手採捕の漁法と併用できる)	年券 桃 (やまめ・さくらますを含む) 水色 あまご (さつきますを含む) にじます	6月 1日から 5月末日まで 翌年	※A 竿釣 手釣 ヤス・タモ 徒手採捕 投網 鵜川 川舟 四つ手網 日券	一般(鳥取県外の高校生を含む) 鳥取県内に住所を有する75歳以上の者 身体障がい者手帳所持者 やすは人力のみ(動力不可)、たもの網目5mm以上で網口最大口径1m以下 中学生および鳥取県内に住所を有する高校生 小学生 網目2cm以上 1人1統とし、従事者6人以内(鵜川所持者は鵜川漁時のみ投網併用可) 1隻無動力船に限る 1辺の長さが183cm以上 1辺の長さが183cm未満 一般(鳥取県外の高校生を含む)	9,000円 3,500円 1,700円 無料 13,500円 55,000円 33,000円 9,000円 5,500円 3,500円	鮎漁解禁全河川 6月 1日(月) ゾロ解禁全河川 6月15日(月) 投網解禁全河川 7月 1日(水) 竿釣、手釣、ヤス・タモ、徒手採捕の漁法と併用できる (川舟遊漁証購入の際は、舟にシールを貼り付けること) (鵜川遊漁証所持者が単独で投網を行う場合は別途投網遊漁証が必要)	
組合員特別行使料	魚種	券種	遊漁証の有効期間	漁具漁法	漁具漁法の規模の範囲	資格	行使料金	備考
	あゆ こい	年券 桃 にじます	7月 1日から 5月末日まで 翌年	投網 鵜川 川舟 四つ手網 日券	網目2cm以上 1人1統とし、従事者6人以内(鵜川所持者は鵜川漁時のみ投網併用可) 1隻無動力船に限る 1辺の長さが183cm以上 1辺の長さが183cm未満 一般(鳥取県外の高校生を含む)	組合員	4,500円 27,500円 22,000円 4,500円 2,200円	組合員名簿記載者 (川舟遊漁証購入の際は、舟にシールを貼り付けること) (鵜川遊漁証所持者が単独で投網を行う場合は別途投網遊漁証が必要)

※ 遊漁証年券(渓流魚、鮎)には顔写真必要(タテ:25~30ミリ、ヨコ:22~25ミリ)

※ 游漁証から鮎遊漁証への切替はできません。(ただし鳥取県内在住の75歳以上、身体障がい者は無料で切替可能)

1.遊漁する場所において現場発行にて納付する遊漁料金は、各種遊漁料金の倍額とする。

2.禁止期間について 魚の産卵期、成長期の間を保護するため、下記の期間は禁漁期間となっています。

あゆ	智頭・若桜地区	2月1日～5月31日まで及び9月26日～10月31日まで		
	上記以外の地区	9月26日～翌年5月31日まで		
こい		5月15日～6月14日まで		
やまめ・いわな・あまご及び にじます		10月 1日～翌年2月末日まで		
さくらます	6月 1日～翌年2月末日まで	さつきます	9月26日～翌年2月末日まで	

3.漁法制限区域

友釣り専用区 (友釣り、毛針釣りのみ)	智頭町、佐治町、用瀬町、八頭町、若桜町の5町所有り	8月31日まで
渓流ルアー・フライ釣専用区 (ルアー・フライ・テンカラ釣りのみ)	○鳥取市用瀬町江波の中国電力安蔵川発電所安蔵川取水口から上流1,600mの同市同町江波の茅谷橋下流端までの区域 ○八頭郡若桜町諸鹿の来見野川「三条の滝」から上流の区域	3月1日～9月30日
※C&R区間のため、釣った魚は再放流をお願いします。	○八頭郡若桜町大字若桜の赤松橋下流端から下流530mまでの区域	3月1日～5月31日